

## 富士吉田市農業委員会 令和8年2月定例総会議事録

- 1 招集期日 令和8年2月26日(木)
- 2 招集場所 東別館 大会議室
- 3 出席委員 (14名)  
会長 佐藤 万吉 (第3番)  
第1番 藤井 與三郎      第2番 小俣 創      第4番 小俣 俊子  
第5番 小野 利壹      第6番 渡邊 和英      第7番 遠山 まさの  
第8番 渡邊 孝治      第9番 宮下 師貴      第10番 權正 常夫  
第11番 羽田 善行      第12番 勝俣 道明      第13番 志村 金三  
第14番 滝口 倉一

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名であり次のとおりである。  
眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

- 4 欠席委員
- 5 議事日程  
第一 議事録署名委員の指名について  
第二 会期の決定について  
第三 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について  
第四 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について  
第六 議案第4号 農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について
- 6 職務および説明のため出席した職員  
農業委員会事務局  
事務局長                      加賀美優  
事務局次長                    井出奈津子  
会計年度任用職員          網倉郷美
- 7 開議 午後2時00分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。

ただいまから、富士吉田市農業委員会1月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員14名の内、出席委員は14名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第29条により、各地区推進委員にも出席を求めています。遠山克二委員より欠席の連絡を受けておりますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第44条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、

第13番 志村 金三委員、第14番 滝口 倉一委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後2時02分休憩）

（午後2時03分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第1号、「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第1号 第2委員会の1件の朗読後】

第2委員会の受理番号4の29号につきましては、申請人が住宅敷地の一部として利用している追認案件です。用途指定地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（渡邊 和英 君）

第2委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の29号の申請地は、マクドナルド富士見バイパス店の南東約230mに位置しております。始末書によりますと、平成元年から住宅敷地として利用していたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第1号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号4の28号につきましては、申請人が住宅敷地として利用している追認案件です。用途指定地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現

地を確認しました。受理番号4の28号の申請地は向原会館の東約415mに位置しております。始末書によりますと、昭和44年頃から住宅用敷地として利用していたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号の農地法第4条許可申請の2件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第四、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第2号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の93号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、資材置場とするものです。用途指定地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の93号の申請地は、吉田西小学校の南約170mに位置しており、資材置場とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に

第2委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第2号 第2委員会の2件の朗読後】

第2委員会の受理番号5の95号につきましては、

譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途指定地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の96号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途指定地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（渡邊 和英 君）

第2委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の95号及び96号の申請地は、

マクドナルド富士見バイパス店の南東約220mに位置しており、両者ともに住宅建築用地とすそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

譲受人の国籍を教えてください。

○ 事務局

譲受人のひとりの方の国籍は中国です。もうひとりの方は帰化しております。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の2件について採決いたします。第2委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に第3委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第2号 第3委員会の3件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の90号につきましては、

譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。

用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連坦しているエリアであり、許可相当と考えます。

受理番号5の92号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅及び宿泊施設建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の94号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、宅地分譲用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が1,514㎡ありますので、県の諮問案件となります。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の90号の申請地は、

富士河口湖高校の北側、道向かいに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

受理番号5の92号の申請地は、セブンイレブン旭三丁目店の北東約70mに位置しており、住宅及び宿泊施設建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

受理番号5の94号の申請地は、竜ヶ丘会館の南西約180mに位置しており、宅地分譲用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の3件について採決いたします。第3委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に第4委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第2号 第4委員会の2件の朗読後】

第4委員会の受理番号5の97号につきましては、

申請人が駐車場及び貸駐車場として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地であり、違法状態を解消するものであることから、許可相当と考えます。

受理番号5の98号につきましては、申請人が駐車場として利用している追認案件です。用途指定地域外の第2種農地ですが、住宅などが連坦しているエリアであり、違法状態を解消するものであることから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の97号の申請地は、

山梨中央銀行明見支店の東約340mに位置しております。始末書によりますと、申請地は昭和40年代から駐車場及び貸駐車場として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の98号の申請地は、ホテル鐘山苑の北東約90mに位置しております。始末書によりますと、申請地は、平成13年頃から有限会社平井製作所の駐車場として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

5の97号は、4条申請の追認案件ではないか。4条が承認された後に5条申請にて所有権移転すべきではないか。

○ 事務局

現地はすでに駐車場として使われており、今回所有者から始末書も提出され追認の状態にある。仮に4条を申請し承認されればその時点で農転が成立するため、その後5条を提出する必要自体無い。また、本件は所有権移転を伴う農転であることから5条で申請されることに間違いはない。申請の受領を断れる案件では無いと考える。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の2件について採決いたします。第4委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に第5委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第2号 第5委員会の2件の朗読後】

第5委員会の受理番号5の89号につきましては、借受人が申請地を借り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の91号につきましては、借受人が申請地を借り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の89号の申請地は、向原会館の北西約100mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

受理番号5の91号の申請地は、笹子コミュニティスポーツ広場の東約50mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の2件について採決いたします。第5委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の農地法第5条許可申請の10件は、原案のとおり許可すること

に決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。それでは、第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第3号 第2委員会の1件の朗読後】

第2委員会の受理番号73の5号につきましては、各事由並びに当該土地の適正かつ有効活用の観点から、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。  
（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。  
次に、日程第六、議案第4号、「農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

本件につきまして、農業委員会は「農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項」の規定により山梨県農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請できることとなっております。

今回の案件は、15件です。筆数累計は30筆、面積は17,916.48㎡です。

12件が農用地の利用を継続する案件で、3件が新規に利用する案件となります。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。

本件はいずれも、借受人は「全部効率利用要件、並びに農業関係法令の順守状況」を満たしており、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、適当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、新規に利用する分で、各地区から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会推進委員（眞田 眞喜雄 君）

番号5と14について、第2委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事

務局で申請のあった現地を確認しました。番号5の農地は、シティホール下吉田の北西約190mに位置しており、水稻の栽培を行う予定です。

次に、番号14の農地は、富士急行葎池温泉前駅の南東約50mに位置しており、水稻の栽培を行う予定です。

いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に相当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

次に、第5委員会からお願いします。

○ 第5委員会推進委員（梶原 久 君）

番号15について、第5委員会から報告いたします。2月20日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号15の農地は、向原会館の南東約340mに位置しており、水稻の栽培を行う予定です。こちらは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に相当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、各委員会の推進委員からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

以上で、令和8年2月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会2月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

閉会 午後2時50分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和8年2月26日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 志村 金三

委 員 滝口 倉一